

大阪市告示第485号

大阪市立西淀川スポーツセンターほか3施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号。以下「体育館条例」という。）第9条第3項及び第4項並びに大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号。以下「プール条例」という。）第8条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、体育館条例第9条第5項及びプール条例第8条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 スポーツセンターの利用料金

区分					利用料金				
					午前9時 から正午	正午か ら午後3時	午後3時 から午後6時	午後6時 から午後9時	午前9時 から午後9時
西淀川スポーツセンター	体育場				1,400円	1,950円	1,950円	2,500円	7,800円
阿倍野スポーツセンター	体育場	第1体育場	入場料その他 これに類するものを徴収し	全	2,800円	3,900円	3,900円	5,000円	15,600円
				1	1,400円	1,950円	1,950円	2,500円	7,800円

			ない場 合						
			入場料その 他これに類 するものを 徴収する場 合		36,000 円	46,800 円	46,800 円	72,000 円	201,60 0円
		第2 体育場			1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円
	多目的室				1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円
住吉 スポ ーツ セン ター	体 育 場	第 1 体 育 場	入場料	全	2,800 円	3,900 円	3,900 円	5,000 円	15,600 円
			その他	面					
		これに 類する ものを 徴収し ない場 合	1 面	1,400 円	1,950 円	1,950 円	2,500 円	7,800 円	
		入場料その 他これに類 するものを 徴収する場 合		108,50 0円	151,25 0円	151,25 0円	194,00 0円	605,00 0円	
		第2 体育場			1,400	1,950	1,950	2,500	7,800

		円	円	円	円	円
	多目的室	1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円
	会議室	1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円

備 考

1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）における利用料金は、本表の金額のそれぞれ2割増とする。

2 使用時間を超過して施設を使用したときの利用料金の額は、超過した30分間（30分間未満切り上げ）につき上記に掲げる全日の利用料金の額に24分の1を乗じて得た額（日曜日、土曜日及び休日の場合は、これによって算出された額の2割増の金額。）とする。ただし、これにより算出した金額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた金額とする。

3 入場料その他これに類するものを徴収する大会等に係る準備又は撤去のために使用する場合における利用料金は、当該使用区分に係る利用料金に2分の1を乗じて得た額とする。

2 住吉スポーツセンターの附属設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
電光得点板		1組1回	3,000円
可動式スタンド	全ブロック	1ブロック1日	94,000円
	320席ブロック	1ブロック1日	26,000円
	256席ブロック	1ブロック1日	21,000円

3 住吉屋内プールの利用料金

区 分			単 位	利用料 金	
住 吉 屋 内 プ ー ル	水泳場	専用使用	1回2時間	19,000 円	
			超過時間1 時間までご とに	9,500円	
	個人 使用	16歳未満の者（以下「子 ども」という。）及び65 歳以上の者（以下「高齢 者」という。） その他の者	1人1回	350円	
			回数券11回 分	3,500円	
			1人1月	2,450円	
			1人1回	700円	
			回数券11回 分	7,000円	
			1人1月	4,900円	
	トレー ニング 場	団 体 使用	高齢者	1人1回	250円
			高等学校（これに準ずる ものを含む。以下同 じ。）の生徒（高齢者を除 く。）又は18歳未満の者 （以下「高校生等」とい う。）	1人1回	350円
			その他の者	1人1回	550円
		そ の 他 の 個 人	高齢者	1人1回	300円
回数券11回 分				3,000円	

	使用		1人1月	3,000円	
			高校生等	1人1回	400円
				回数券11回分	4,000円
		1人1月		4,000円	
		その他の者	1人1回	600円	
			回数券11回分	6,000円	
			1人1月	6,000円	
		水泳場及びトレーニング場のセット使用	高齢者	1人1回	500円
				回数券11回分	5,000円
	1人1月			4,250円	
	高校生等		1人1回	850円	
			回数券11回分	8,500円	
			1人1月	7,000円	
	その他の者		1人1回	1,000円	
			回数券11回分	10,000円	
1人1月			8,500円		

備考

1 この表において、「団体使用」とは、個人使用のうち責任者に引率された使用料の額が同一である10人以上の者で構成された団体による使用をいう。

2 この表において、「水泳場及びトレーニング場のセット使用」とは、

個人使用のうち、1の日に1のプールの水泳場及びトレーニング場（以下「水泳場等」という。）を各1回併せて使用するための使用券による使用並びに1の月に1のプールの水泳場等を併せて使用するための定期券による使用をいう。

3 土曜日、日曜日及び休日における水泳場及びアイススケート場の専用使用に係る利用料金は、この表に定める金額の2割増とする。

4 この表に掲げるプールの施設の使用許可を受けた者が、入場料の類を徴収する場合における水泳場の専用使用に係る利用料金は、この表に定める金額（土曜日、日曜日及び休日にあつては、前項の規定により2割増した金額）の3倍に相当する額とする。

5 この表にかかわらず、水泳場及びアイススケートを30人以上の団体で使用する場合における当該各施設の個人使用に係る利用料金は、次の各号に掲げる団体の区分に応じた額とする。

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 30人以上50人未満の団体 | 利用料金の9割に相当する額 |
| (2) 50人以上100人未満の団体 | 利用料金の8割に相当する額 |
| (3) 100人以上の団体 | 利用料金の7割に相当する額 |

4 実施年月日

令和6年4月1日から

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)